

Title	共同研究等の産学連携に係る情報の管理と情報公開請求への対応
Author(s)	下田, 隆二
Citation	年次学術大会講演要旨集, 23: 819-822
Issue Date	2008-10-12
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/7688
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

2 D 2 2

共同研究等の産学連携に係る情報の管理と情報公開請求への対応

○下田隆二（東京工業大学）

1. はじめに

大学と企業との共同研究、受託研究などの産学連携関係の情報は、企業の戦略にも深く関係しており、その情報の適切な管理が求められる。他方、公的資金でその活動を支えられている大学は、その活動の透明性の確保も重要である。さらに、近年では、医薬品の審査などに関連し、審査に関与する大学医学部等の教員と企業との関係に注目が集まってきている。本発表では、共同研究等の関連情報に関する国立大学法人などに対する情報公開請求と大学の対応の事例を、内閣府の情報公開・個人情報保護審査会の答申に基づき分析し、企業戦略と大学の透明性確保とのバランスを考慮した大学における共同研究等の産学連携関係の情報の管理と公開のあり方について考察し、今後の大学の対応についての示唆を示す。

なお、本発表の内容は個人の見解であり、発表者が所属する組織の見解を述べたものではないことを申し添える。

2. 情報公開請求制度の概要

(1) 制度の概要

行政機関・独立行政法人（国立大学法人を含む）等の保有する情報の一層の公開を図るため、情報公開請求制度が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」）などにより、整備されている。

誰でもこの制度に基づいて、行政文書・法人文書の開示を請求できる。行政文書・法人文書は、行政機関の職員・独立行政法人等の役職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員・役職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関・独立行政法人等が保有しているものとされる。請求がなされれば、行政文書・法人文書に以下の不開示情報が記録されている場合を除き、開示することとなる。

不開示情報の類型には、

○個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等。（ただし、法令の規定又は慣行により公にされている情報、公務員や独立行政法人等の役職員等の職に関する情報等は除く。）（法第5条第1号）

○法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、非公開条件付の任意提供情報であって、通例公にしないこととされているもの等（法第5条第2号）

○団体の内部又は相互の審議、検討等に関する情報で、公にすると、率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがあるもの（法第5条第3号）

○国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報で、公にすると、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（法第5条第4号）

などがある。

不開示情報が記録されている場合であっても、行政機関の長又は独立行政法人等が公益上特に必要があると認めるときは、開示することができる。（法第7条、公益上の理由による裁量的開示）

(2) 開示決定、不服申し立てと情報公開・個人情報保護審査会

開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行う（30日以内の延長可）。また、行政文書・法人文書に第三者に関する情報が記録されているときは、その第三者に意見書の提出の機会を付与できる。また、公益上の理由で開示するとき等は、その機会を与えなければならない。

行政機関又は独立行政法人等の開示・不開示の決定に不服がある場合、請求者は、不服を申立てることができる。開示決定等について不服申し立てがあったときは、行政機関の長又は独立行政法人等は、

内閣府に置かれた情報公開・個人情報保護審査会に諮問¹することとなる。

3. 国立大学の産学連携関係に関する情報公開・個人情報保護審査会の事例

内閣府の情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」）に諮問され、答申を得た国立大学法人の産学連携関係のものは表に示すとおりである。

表 内閣府情報公開・個人情報保護審査会における国立大学法人にかかる産学連携関係の答申

事例	答申日	答申番号	大学	情報公開請求の対象となった産学連携等の活動（注1）（注2）
1	16. 09. 21	平成 16 年度(独情)019	東京大学	奨学寄附金
2	17. 01. 28	平成 16 年度(独情)033	大分大学	奨学寄附金
3	19. 02. 21	平成 18 年度(独情)045	琉球大学	奨学寄附金
4	19. 03. 22	平成 18 年度(独情)058	新潟大学	奨学寄附金・受託研究・共同研究
5	19. 03. 27	平成 18 年度(独情)059	滋賀医科大学	奨学寄附金・受託研究・共同研究
6	19. 04. 18	平成 19 年度(独情)002、003	愛媛大学	奨学寄附金・受託研究・共同研究
7	19. 06. 27	平成 19 年度(独情)023	鹿児島大学	奨学寄附金・受託研究・共同研究
8	19. 07. 11	平成 19 年度(独情)049	高知大学	奨学寄附金
9	19. 09. 03	平成 19 年度(独情)072-74	金沢大学	奨学寄附金・受託研究・共同研究
10	19. 09. 06	平成 19 年度(独情)077	広島大学	奨学寄附金・受託研究・共同研究
11	20. 06. 18	平成 20 年度(独情)029、030	金沢大学	受託研究・共同研究

（注1）奨学寄附金は、個人の寄附もあり、産学連携とは直接関係ないものも含む。

（注2）これまでの答申は、すべてが医学部・医学研究科及び附属病院を対象としたものである。

資料：内閣府情報公開・個人情報保護審査会ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/jyouhou/>）の答申（平成20年度第一四半期まで）から筆者が整理。

4. 奨学寄附金関係での情報公開

（1）奨学寄附金に係る情報

大学において奨学寄附金の申込みの受理や、その受入れの可否判断のための書類が作成される。これらの書類に含まれる情報は、「手続きに関する情報（寄附申込み日、承認日、受付・整理番号などの学内手続き情報）」、「寄附金額」、「寄附の目的及び条件」、「寄附者に関する情報（個人の氏名又は組織名・代表者名、住所、担当者その他（連絡先）」、「受入れ教員の氏名・所属（講座等）」などである。このうち非開示とされる場合があるのは、寄附者に関する情報である。

（2）寄附者に関する情報

①個人の寄附者

特に、寄附者が個人の場合、個人情報ということで国立大学法人が非開示とし、その判断が審査会で支持されている。

②法人の寄附者

（i）大分大学の事例

他方、寄附者が法人の場合は、審査会の判断が近年変化している。平成16年度に答申された大分大学の事例では、個人の寄附者を不開示にするとともに、寄附者の法人名についても非開示とした大学の判断が審査会で支持され、その理由として、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（法律第5条第2号イに該当）とした²。

（ii）その後の事例

その後に奨学寄附金の問題となった琉球大学の事例では、個人の寄附者の氏名は不開示にするが、大学が異議申し立てを踏まえ再検討し、寄附者である法人等の名称、代表者名及び住所については、

¹ 会計検査院長は会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。

² 答申 平成16年度（独情）033 p.4.

開示することとしている。また、新潟大学、滋賀医科大学、愛媛大学、鹿児島大学の事例でも寄附者である法人等の名称、代表者名及び住所については、開示することとしている。審査会として、これらの情報の開示・非開示が問題になっていないので、意見を述べる立場にないとしている³。

(iii)最近の事例における判断

これに対して、寄附をした法人の名称等を不開示とした高知大学、金沢大学の事例では、審査会として明示的に開示を求める判断を示している。

ここで大学は、寄附をした法人の名称等を開示すると、既に開示している当該法人等の寄附金額と結びついて公になることから、寄附者の間で不要な競争をあおる可能性や寄附をした法人等の内部管理情報が明らかになって、法人等の経営上の戦略や通常業務に影響を及ぼすことが考えられ、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法律第5条第2号イに該当すると主張した⁴。

これに対して審査会は、「法人等寄附者がどこにいくら寄附をしているという情報が明らかになったとしても、諮問庁（大学）の言うようなおそれが生ずる客観的な蓋然性があるとは認められず、当該情報は、法5条2号イに該当するとは認められない。」⁵などとし、大学が不開示とした部分のうち、法人等寄附者の名称並びに当該法人等の役員等の肩書及び氏名については、不開示情報に該当しないことから、開示すべきであるとの判断を示した。

(iv)その他

法人等の寄附者の担当者等の肩書き及び氏名、書類等に企業等の代表者の押印がある場合の印影は非開示とすることが審査会で支持されている。

(3) 奨学寄附金に関するまとめ

以上から、奨学寄附金については、

- ・個人の寄付者の情報
- ・寄附企業等の代表者の印影
- ・寄附企業の連絡担当者の情報

を非開示とする以外は、情報を全面開示とすること適切な対応慣行になってきているといえる。

5. 共同研究・受託研究関係での情報公開

(1) 共同研究・受託研究に係る情報

大学において共同研究・受託研究の申込みの受理や、その受入れの可否判断のために書類が作成される。これらの書類に含まれる情報は、「手続きに関する情報（受託研究・共同研究申込み日、年度、開催日、受付・整理番号、承認日など）」、「契約相手方（委託者、共同研究相手先）に関する情報（組織名・代表者名・肩書き、住所、担当者その他（連絡先）」、「研究費に関する情報（契約総額、年度別の契約金額、決算額）」、「研究課題、内容に関する情報（治験にあつては薬品名）」、「研究体制に関する情報（大学側研究代表者の氏名・所属（講座等）、研究担当者の氏名・所属（講座等）、企業側の研究担当者の氏名・所属）」、「研究成果に関する情報」などである。

共同研究・受託研究関係の情報の開示請求を受けた大学の一般的な対応は、大学側の教員名、金額などを開示し、委託元・共同研究の相手先やテーマに関する情報は不開示とするというものである。

これらの開示・不開示の決定に対して請求者から異議申し立てがあった場合、大学が情報開示の範囲・可否について、委託元、共同研究先企業等へ意見紹介し、その結果を踏まえて開示範囲を広げて対応しているが、それでも請求者に不服がある場合、審査会の判断にいたる。これらの事例を以下に見る。

(2) 委託元・共同研究の相手先団体の名称、研究テーマ・題目、研究目的、研究期間など

開示・非開示で問題となるのは、委託元・共同研究の相手先団体の名称、研究テーマ・題目、研究目的、研究期間などである。

³ 答申 平成18年年度（独情）058 p.8.及びp.14.平成18年年度（独情）059 p.10.及びp.17. ほか

⁴ 答申 平成19年度（独情）049 p.6.及び平成19年度（独情）072-74 p.15.

⁵ 答申 平成19年度（独情）072-74 p.20.

①政府・公的団体関係

政府、独立行政法人研究機関、地方公共団体、公益法人などについては、原則、情報を開示している（金沢大学の例など）。

②民間企業関係

新潟大学、滋賀医科大学、愛媛大学の事例では、大学が企業に意見照会し、企業から開示反対の意向が示された場合において、民間企業の名称、研究課題、研究目的、研究期間等の情報は、それぞれの事情を勘案し、公にすることにより当該企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当であるとの判断が審査会から示されている。

③一律の非開示対応は支持されず、個別に判断

審査会から大学に対し、不開示部分について、開示することによる支障の有無を改めて個別に確認の上、提示するよう求めている事例もあり、この結果、学会や論文等で公表されているものやホームページで公表されているものがあることから、不開示とする理由がなく、開示すべきとの判断が示されている⁶。審査会は、産学連携関係が、その社会性・公共性、科学技術政策としての趣旨、大学の使命等から、可能な限りの透明性が求められると指摘している⁷。この指摘に照らせば、企業名、研究課題などの一律の非開示は許されず、個別の事情を踏まえた対応が求められる。学会や学術雑誌などにおいて、大学教員と企業研究者との共同発表などが行われた場合、その教員と企業とがその論文の分野で協力関係にあることは広く知られることとなる。特許出願においても大学教員と企業研究者の共同発明の場合、出願後1年半を経過すれば公開され、この時点で、その教員と企業とが協力関係にあることは広く知られることとなる。このように状況が変化するためである。

⑤民間側の研究者の氏名・所属等の研究体制

共同研究における相手方の民間企業の研究員の所属、職名及び氏名は、当該研究員個人の情報であり、法5条1号の特定の個人を識別することができるものに該当するとの判断が審査会で支持されている。

（3）共同研究・受託研究に関するまとめ

公的団体からの委託・共同研究は情報を開示すべきである。民間企業との委託研究・共同研究に関しては、請求のあるつど、企業に照会し、公開の可否を検討して対応すべきであり、照会なく一律に非開示とする姿勢は許されなくなっている。産学連携関係に可能な限りの透明性が求められており、大学と企業の研究者との連名の学会発表、論文公表、さらには、大学と企業の研究者の共同発明の特許出願の1年半後の公開などにより、多くの場合、時間がたてば、特定の大学教員と企業が協力していることは明らかになり、このような状況変化を踏まえた情報公開の対応が求められる。

6. まとめと考察

奨学寄附金については、個人の寄付者の情報、寄附企業等の代表者の印影、寄附企業の連絡担当者の情報を非開示とする以外は、情報を全面開示とすること適切な対応慣行になってきているといえる。受託研究・共同研究に関しては、公的団体からの委託・共同研究の情報を開示すべきである。民間企業との委託研究・共同研究に関しては、請求のあるつど、企業に照会し、公開の可否を検討して対応すべきであり、照会なく一律に非開示とする姿勢は許されなくなっている。

今後は、このような状況を踏まえつつ、産学連携に関する情報の取扱いについて各大学が対応していくことが必要である。この際、個別の企業への照会では大きな業務量が発生する場合も考えられるので、業務の簡素化の観点も考慮した対応が必要とされる。

参考文献

文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会利益相反ワーキング・グループ「利益相反ワーキング・グループ 報告書」（平成14年11月1日）

⁶ 答申 平成20年度（独情）029-30 p.7

⁷ 答申 平成19年度（独情）049 p.9. 答申 平成19年度（独情）072-7 p.19.